

平成 23 年 4 月 1 日制定  
平成 23 年 6 月 16 日改正  
平成 30 年 3 月 2 日改正  
令和 6 年 6 月 13 日改正

## 役員および評議員の報酬等に関する支給規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人資本市場振興財団（以下「この財団」という。）の定款第 30 条第 3 項および第 15 条第 2 項の規定に基づき、役員および評議員の報酬等の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事および監事をいい、報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与、日当、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 この財団は、常勤の役員には、職務執行の対価として定例報酬を月額で支給する。

- 2 常勤の役員には、第 6 条に規定する役員賞与を支給することができる。
- 3 常勤の役員の退任に当たっては、その任期に応じ第 7 条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 4 評議員には評議員会への出席等評議員の業務を遂行の都度、非常勤の理事または監事には理事会への出席等理事または監事の業務を遂行の都度、日当を支給することができる。

- 5 評議員、非常勤の理事または監事はその業務を遂行するために要した費用を支払うことができる。

(報酬月額および日当額)

第4条 常勤の役員の報酬月額は、別表の「常勤役員俸給表」によるものとし、各々の役員への適用は、理事長が評議員会の承認を得て決めるものとする。

- 2 定款第30条第2項および定款第15条第1項に定める非常勤の役員および評議員の日当額は、1回2万5千円とする。

(定例報酬等の支給)

第5条 常勤の役員の定例報酬の支給日、支給方法並びに控除する額等支給に関する詳細は、職員の「就業規則」に準じる。

ただし、非常勤の役員および評議員の日当の計算期間および支給日については、「就業規則」第124条第1項に定める勤務実績に応じて支給額が確定する賃金に準じて取り扱う。

(賞与)

第6条 常勤の役員の賞与は、定例報酬月額に2.0を乗じた額を年間支給額の上限とし、理事長が評議員会の承認を得て支給する。

(退職慰労金)

第7条 常勤の役員の退職慰労金は、円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 前項の退職慰労金の額は、役員退任時の報酬月額に100分の30の乗率と在職月数を乗じた額とし、理事長が評議員会の承認を得て支給する。

ただし、在職月数が72か月を超える期間については乗率を100分の20とし、また、120か月を超える在職期間については、在職月数に算入しない。

- 3 前項の在職月数は、役員就任日からその翌月の応当日の前日までを1か月とし、最後の月に1か月未満の端数が生じる場合は、15日未満は切り捨て、15日以上は1か月に切り上げて計算する。

(公表)

第8条 この財団は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第9条 この規則の改正は、評議員会の決議によるものとする。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則の施行日の如何にかかわらず、公益財団法人移行前の常勤役員が公益財団法人移行後も引き続き常勤役員となった場合、第7条第2項、第3項に規定する在職月数については、公益財団法人移行前の在職期間と移行後の在職期間を合算する。

(別表) 常勤役員俸給表

	月 額
第1号	1,100,000
第2号	1,150,000
第3号	1,200,000
第4号	1,250,000
第5号	1,300,000
第6号	1,350,000
第7号	1,400,000
第8号	1,450,000
第9号	1,500,000
第10号	1,550,000
第11号	1,600,000
第12号	1,650,000
第13号	1,700,000
第14号	1,750,000
第15号	1,800,000
第16号	1,850,000
第17号	1,900,000
第18号	1,950,000
第19号	2,000,000
第20号	2,050,000
第21号	2,100,000
第22号	2,150,000
第23号	2,200,000
第24号	2,250,000
第25号	2,300,000

以 上